

国民健康保険被保険者証更新についてのお知らせ

現在お手持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成23年3月31日となっています。

そのため、有効期限を平成24年3月31日までとする新しい被保険者証への更新事務を次の日程により行いますので、国民健康保険に加入している世帯の方は、今お使いの被保険者証をご持参のうえ手続きにおいでください。

《国民健康保険被保険者証更新日程表》

実施月日	対象地区		時間	場所
3月16日(水)	蒲生		9:00～10:00	一寸法師の館
	岩井		10:30～11:30	老人福祉センター
	浦富	町・浜浦富	13:30～15:00	浦富保育所
		牧谷	15:30～16:00	牧谷公民館
3月17日(木)	本庄		9:00～10:00	本庄保育所
	小田		10:30～11:30	小田地区基幹集落センター
	大谷		13:30～14:30	大谷公民館(旧大谷児童館)
	岩本		15:00～16:00	岩本公民館
3月23日(水)	網代		9:00～10:00	網代漁村センター
	田後		10:30～11:30	田後コミュニティセンター
	東	小羽尾・大羽尾	13:30～14:15	東漁村センター
		陸上	14:30～15:30	東コミュニティセンター
		田河内	16:00～16:20	田河内公民館
3月24日(木)	浦富	駅前・相谷	9:00～12:00	住民生活課

※ご都合の悪い方は、3月25日(金)以降に住民生活課保険係で手続きしてください。

※健康保険等に加入・扶養認定された方は、住民生活課保険係で資格喪失の届をしてください。

問い合わせ先 住民生活課 ☎73-1415

国民年金の種別変更について (こんなときには届出が必要です)

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は次の3種類に分かれており、届出は加入時だけではなく、種別が変わったときにも必要です。

もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりすることがあります。手続きは忘れないように行いましょう。

〓 国民年金の加入種別〓

◆第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などが対象となり、加入手続きはご自分で行います。

◆第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金や共済年金に加入されている方が対象となり、加入手続きは勤務先が行います。

◆第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

届出が必要なとき	異動の内容	手続きに必要な物
20歳になったとき (厚生・共済年金加入者を除く)	第1号被保険者	印鑑
退職したとき (厚生・共済年金加入者の場合)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	印鑑 退職証明書
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生・共済年金を辞めたとき	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	印鑑 扶養資格喪失の証明書

問い合わせ先 鳥取年金事務所 ☎27-8311 住民生活課 ☎73-1415